

交通安全情報

～あおり運転は犯罪行為～



平成30年6月7日
 帯広警察署
 交通第一課
 企画係

「あおり運転」は悪質な犯罪行為!

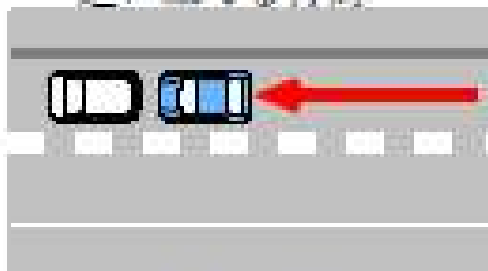


妨害目的のもとに行われた悪質・危険な運転いわゆる「あおり運転」による交通事故や交通トラブルなどの通報が多数寄せられております。

「あおり運転」は、犯罪行為として取締り対象となりますので、交通事故やトラブルなどを防ぐためにも、絶対にやめましょう!

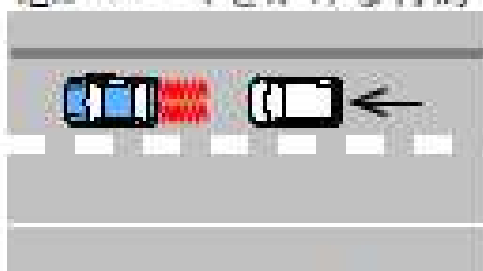
「あおり運転」とは

①異常接近して追いつける行為



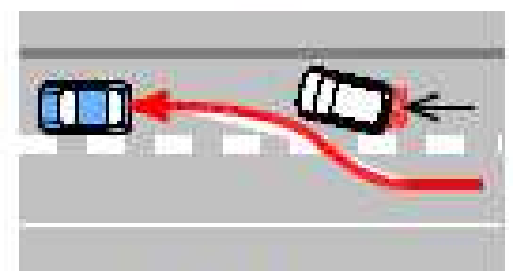
(車間距離不保持)

②不必要な急ブレーキをかける行為



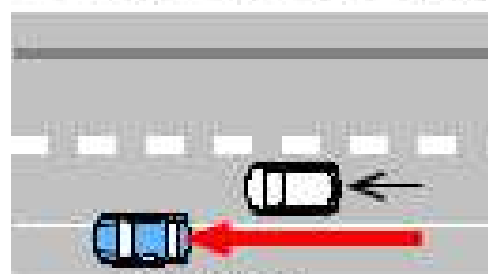
(急ブレーキ禁止違反)

③急に割り込む行為



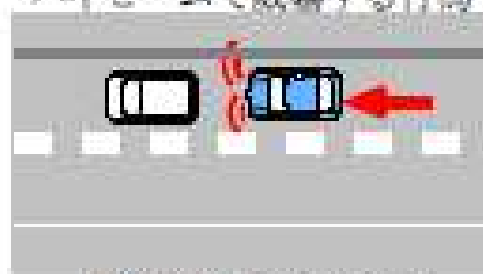
(進路変更禁止違反)

④左側から追い越す行為



(追越違反)

⑤クラクションやハイビームで威嚇する行為



(警音器使用制限違反 減光等義務違反)

凡 例

あおり運転車両

被害車両

※ 図面上の道路は、片側二車線の道路を想定して作成しており、対向車線は記載されていません。

あおり運転について、事例として図面①から図面⑤まで記載しましたが、「あおり運転」は、妨害の目的で、

- 前方の車に激しく接近し、もっと速く走るよう挑発
 - 危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける
- などを行う、とても危険な運転です。

【ゆずり合い・思いやりの気持ちで、ゆとりのある運転を……】

事故が起きてからでは遅いですよ

- 自分が交通事故の加害者や被害者とならないよう
- 家族や友人に悲しい思いをさせないよう

日頃から安全運転に心掛けて運転しましょう!!

